平成２５年（フ）第８４号
佐賀県神埼市神埼町鶴2036番地５
債務者　江口　國子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目34番24号
債務者　鵜瀬　静枝
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
沖縄県中頭郡西原町字与那城329番地の２睦アパート201号
債務者　知念かおり（旧姓内間）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２号
長野市大字長野西町1056番地
債務者　山川　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
長野市篠ノ井岡田178番地２　林部アパート中棟の東
債務者　西村　和美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
和歌山県御坊市湯川町富安1875番地１ハイツ中岡６号室、前住所和歌山県御坊市湯川町小松原604番地12
債務者　森山　晃彰
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２３号
山口県周南市周陽１丁目16番10―202号、前住所山口県周南市周陽２丁目８番16号
債務者　山田　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２５号
山口県周南市清光台町24番10号
債務者　三原　賢一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市松川１丁目15番２―302号　美和マンション
債務者　玉那覇季代子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８３号
仙台市太白区緑ケ丘３丁目３番６号　ハイツエバーグリーン102
債務者　吉田　伸人
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
仙台市青葉区小松島４丁目９番19号　カレッジハイツ107、従前の住所仙台市泉区長命ケ丘１丁目９番地の14　シティハイムソファレ201
債務者　土田　靖子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
仙台市泉区八乙女中央１丁目３番45号　サンコーポいずみ103
債務者　片倉　久美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
新潟市南区白根四ツ興野12番２号―９号
債務者　斉藤由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
新潟市秋葉区新津本町２丁目６番30号２階、前住所新潟市中央区米山５丁目２番33号サウスコート207号
債務者　豊嶋　直美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１８号
新潟市西蒲区巻甲3754番地
債務者　田村　　忍
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
新潟県五泉市赤海１丁目３番１号
債務者　林　　澄子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
新潟市東区紫竹４丁目23番７号　近藤アパート103号
債務者　林　　勝之
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部